

論 説

ルール型会計基準から原則型会計基準へ

— 米国における US・GAAP から IFRS への移行論議を中心として —

藤 田 敬 司

目 次

はじめに

第 1 章 金融危機を深めた US・GAAP とその後

第 2 章 訴訟リスクの観点からルール型会計基準を見直す

第 3 章 ルール型と原則型の相違は相対的

第 4 章 ルール型, 原則型, いずれが経営管理に役立つか

第 5 章 わが国企業が IFRS を任意適用する際の課題

おわりに

は じ め に

経済のグローバル化が進むビジネス環境では、各国の取引慣行・風土・歴史・制度に即応するルール型会計基準から、国際市場取引に共通する原則に忠実な会計基準への流れは不可逆的になるようとしている。ルールは、広くは慣行・道徳・法律を意味するが、個別事例の違いを捨象して、類似する事例を同一に扱わせる性質を持つ。したがって、一定の形式的なルールを守って会計実務をこなせば、それは“ルーティンワーク”と呼ばれるように、考える手間を省き効率よく処理できる。ところが、個別事例が一般事例と異なる特徴を無視することが多く、会計本来の目的である「有用な経営管理情報や投資判断情報を提供する」という理念に反し、経営者にとっても外部の利用者にとって不都合な情報を生む可能性がある¹⁾。ルールはまた、巧みに真実を隠すための指標となり易く、会計情報を意図的に操作する手段となる。1996年の米国エンロン事件、2006年のわが国のライブドア事件²⁾、2007年から始まった米国発金融危機は、数多くの特別目的事業体(SPE)を使い、巨額の問題債権債務を簿外とした会計不祥事であったが、ルール型会計基準の危険性を知らしめた典型例である。

一方、国際財務報告基準(IFRS)は「原則型会計基準」と呼ばれるが、伝統的なルール型基準のもつ欠陥を克服する面があると期待されている。人間の経済活動を「交換」と理解し、「リ

1) 国際財務報告基準の概念フレームワーク(2010)は財務報告の目的は投資家に有用な情報を提供することである(OB2)。マネジメントはその他の情報にも常にアクセスできるから、経営管理情報の提供を目的として謳う必要はなくここでは省略されている(BC19)。

2) 株式交換による企業買収を名目に、新株を発行し投資事業組合(SPE)に預ける、投資事業組合はその株式をライブドアに売却して売却益を計上、この売却益を別名目でライブドアに還流させた。ライブドアは投資事業組合を連結対象から外すことによって、本来資本取引である自社株売却益を経常利益に計上した。連結ルールが明確でない投資事業組合を巧みに使った粉飾決算事件であった。

スクと便益の移転」, 「支配の取得・喪失」, 「公正価値測定」などといった原理原則を掲げる一方, 形式的なルール型基準や数値基準をできるだけ避けている。取引の形式ではなく経済実態を報告させ, 財政状態の実態を伝える狙いには誰しも異論はないが, 概念フレームワークの原理原則による IFRS については, 次の点が欠陥とみられることが多い。

①一国の税務や会社法上の配当可能利益計算規定から乖離する, ②個々の取引の実態判断には多大な時間とコストがかかり事務効率を著しく低下させる, ③財務報告の作成者や監査人には実態を判断する能力と会計責任を強く求めるが, はたして適切に対応できるかといったような懸念がある。わが国では, ①については, 個別決算と連結報告を分離することにより対応可能であり, ②については, 自社(およびグループ各社)のビジネスモデルに最も適切なルールを指定し, 経理規程として文書化することによって, ルール型基準に近い事務効率を維持できると考えられている。しかし, ③は, ルール型に慣れた会計環境ではこれから克服すべき課題である。

本稿では, 米国における金融危機をきっかけに展開された US・GAAP から IFRS への移行論議をレビューし, わが国企業が IFRS を任意適用する際の適宜性を検討する糧とする。

米国に発した金融危機に係る会計の責任について, 筆者はすでに 3 本の論文を書いてきた。まず「オフバランス金融と会計規制の論理」(2004 年 1 月発行 立命館経営学第 42 巻 - 第 5 号)では, 様々なオフバランス金融を認めているわが国の金融商品会計基準を中心として, 「オンかオフか」は会計の根幹に係る課題であると述べた。2008 年のサブプライムローン問題の発生とリーマンショックの後には「金融資産負債のオフバランス化と公正価値測定に係るガバナンスの秩序」(2009 年 1 月発行 立命館経営学第 47 巻 - 第 5 号) および「信用と恐慌の会計研究序説」(2009 年 9 月発行 立命館経営学第 48 巻 - 第 2・3 号)において, US・GAAP による特別目的事業体(SPE)の連結はざし並びに証券化商品やデリバティブによる益出しが金融危機をいかに深めたプロセスを究明した。その場合, 資産負債のオフバランス化や SPE の連結はざしを許容したのはルール型会計基準であった。

米国では, エンロン事件後に成立した Sarbanes-Oxley Act (2002) はルール型から原則型への移行を検討するよう関係者に指示した。2008 年のリーマンショック後は, SEC を中心として US・GAAP を捨てても原則型の IFRS への移行を志向する風潮が高まった。ところが, その後の検討状況をみると, 米国産業界は IFRS への移行を拒む姿勢を鮮明にしている。

第 1 章は, 2007 ~ 8 年の金融危機後の米国では会計制度の責任についてどのように反省しているか, とくに SEC が提唱した「ルール型会計基準から原則型会計基準への転換」はその後どうなっているかをレビューする。第 2 ~ 3 章では, IFRS (国際財務報告基準) との対比を中心として, USGAAP のルール度を検証する。第 4 章では, これからの IFRS 採用企業における原則型基準のルール化と経営管理会計への適用方法を検討する。

第1章 金融危機を深めた US・GAAP とその後

2007年から世界の金融市場を揺さぶり続けてきた「サブプライムローン問題」（低所得者向け住宅ローンに起因するデフォルト、金融機関の倒産など）は金融危機と呼ばれてきた。それは、一過性の金融危機ではなく、いまま尾を引く世界経済の停滞や、その弥縫策としての公的資金投入によって発生した財政赤字の直接的な発端ともなってきた。会計は金融危機の直接的原因ではないが、投資判断に有用な情報を提供するはずの会計が間違った情報を提供し、金融機関は自ら誤った情報に基づいて不合理な経営判断を行い、結果として著しく金融危機を深める結果となった³⁾。

金融危機調査委員会最終報告と MIT 研究者論文

米政府の金融危機調査委員会は、2011年の500頁を超す最終報告書⁴⁾の中で、アカウントビリティと倫理の崩壊は至るところで深刻であり、無節操な金融界や格付け会社それに規制当局の不作為をなじるだけでは済まないと指摘した。その指摘先を広げれば、正面から責任追及を受けることはなかった会計監査もカヤの外であってはないであろう。金融規制緩和、外国からの低利ファンド流入、お粗末なリスクマネジメントなどとともに、証券化商品やCDOのようなデリバティブを金融危機の直接的原因の一部としているからである。SFAS157号(2006)は、サブプライムローンを合成した金融商品の公正価値を測定するための会計基準としてはタイミングも絶好だったが、実際には活用されることはなかった。

MIT研究者(Kothari & Lester)の論文「金融危機における会計の役割：将来への教訓」は、怪しげな金融機関の行動やMBS/CDOなどの金融商品についてだけではなく、SFAS140号(金融資産負債の認識中止)やSFAS157号(公正価値測定)のような米国会計基準についてもメスを入れている。ただ、金融危機には様々な要因が絡むため、Kothari & Lesterは会計基準だけを犯人に仕立て上げたわけではない。利益連動型の貪欲な経営者報酬や、プアな監査と規制が会計基準の誤った適用を許したという、きわめて当然であり良識的な結論を導いている。しかし、米国の金融機関は上記2つの会計基準を巧みに利用した、むしろ濫用したのである。しかも、国際財務報告基準IFRS9号(金融資産負債の認識中止基準)と比較するとき、SFAS140号は私的利益に利用され易い面があることは否定できない。

3) イートウェル・テイラー(2000)は、金融市場の国際的な自由化が金融規制とマクロ経済政策に及ぼした影響を分析することをメイン・テーマとしているが、第5～6章では国際会計基準の未普及によるオフバランス取引の横行が国際金融システムにとって重大なリスクであるとみている(248頁)。

4) Financial Crisis Inquiry Commission(2011)は、自己資本1に対して負債40という異常に高いレバレッジをオフバランス化し何ら開示しない財務情報の不透明さを人為的失敗の原因の一つとみた(Conclusions)。

会計基準はどのように濫用されたか

1) SFAS140 号は、金融資産を構成する要素（将来キャッシュフローを受取る部分、回収サービス業務部分、信用リスク部分、買戻しリスク部分など）に切り分け、相手に移転する部分は認識を中止し、移転しない部分は引続き認識するよう求めている。サブプライムローンの証券化商品に関しては、売手は大きな信用リスクを負うはずであるが、格付け会社から高い信用格付けを得ていたため、ほとんど余すところなく売却処理し、多大なプレミアム収益を計上できたことになる。ここで注目すべきは、同じ SFAS140 号により、金融資産の移転先である特別目的事業体(QSPE)も連結対象外とすることにより、連結ベースでも認識中止できたことである。

以上の認識中止処理を IFRS9 号による「リスク・便益アプローチ」と比較するとどうなるであろうか。下記図表 1 のように、回収サービスの権利と義務を認識するところは共通であるが、金融資産の回収に大きなリスクがつきまとうサブプライムローンについては、ほとんどが保証付き譲渡であったから、リスクが相手に移転するわけがなく、認識を中止し売却処理することはまず無理であると考えられる。また、IFRS9 号によるリスク便益アプローチによれば、金融資産を移転した SPE は連結対象とすることが前提である (para.B3.2.1) から、オフバランス化も利益認識も無理であろう。

図表 1 金融資産の認識中止に係る会計基準比較：IFRS9 号対 SFAS140 号

| | IFRS9 号 | SFAS140 号 |
|--------------|---|--|
| 連結重視 | 子会社は SPE を含めてすべて連結する前提 (3・2・1, B3・2・1)。 | 連結不要である QSPE へ資産を移転し証券化することを想定 (9～10)。 |
| 認識中止要件 | ほとんどすべての便益 (キャッシュ受領額の 90% 以上) とリスク (支払保証は元本の 8% まで) が相手に移転する。売手は譲渡資産を支配せず継続的関与もないこと (3・2・16)。 | 下記 3 つの要件をすべて満たせば譲渡人は資産の支配を放棄している。 ・相手の倒産から隔離されている ・相手は資産を自由処分できる ・売手は資産を有効に支配しない |
| 引続き認識すべき資産負債 | 回収サービスに係る資産負債。(支配や継続的関与に当たる権利義務は認識中止要件を満たさない。) | 回収サービスに係る資産負債。支払保証債務、リコース義務、売建および買建オプション・スワップ、先渡しコミットメント (11b)。 |
| 認識中止部分の処理 | 簿価と対価 (上記残存資産負債を含む) の差額は当期損益とする (3・2・12)。なお条件を満たさない対価は負債。 | 簿価と対価 (上記残存資産負債を含む) の差額は当期損益とする (11d)。なお条件を満たさない対価は借入。 |

本稿のタイトルであるルール型か原則型かという視点から上記比較表を眺めると、いずれが原則型かルール型かを識別することは難しい。SFAS140 号も原理原則としての「支配」概念を多用している。IFRS9 号はすべての便益を“たとえば”と断りながら、便益を数値化して 90%、保証リスクは 8% という数値基準を使っている。違いは、SFAS140 号のほうは、支配概念を超越してオフバランス化するデリバティブ商品取引などの解説に 178 頁に及ぶガイド

ラインをもつことである。難解すぎる基準は、ごく一部の専門家以外には十分理解されないまま濫用され易い。

2) 次に濫用されたのは SFAS157 号（公正価値測定）であった。危機以前はレベル 2 のインプットを使い、サブプライムローンの借手が返済困難に陥れば、返済可能額まで公正価値を引下げるべきであるにもかかわらず、レベル 3 の測定に移行し、内部で定めた恣意的な測定方法に移行し過大評価した⁵⁾。この評価益を一時的ではないとみれば、その他包括利益ではなく、当期利益に振替えていた。公正会計基準自体が悪いといわず、濫用された面を重視している。

3) 元の資産は低所得者向け住宅ローンであるから、デフォルトリスクにどう対応したが問われる。SFAS140 号もリコース義務を負債認識するよう求めている。ところが、研究論文が引用している事例をみるかぎり、マネジメント予測によるリコース義務の公正価値はゼロであり用心深さはまったく見られない。この際の拠り所となったのは、SFAS5 号（偶発債務）&114 号（ローンの減損）に関する FASB 実務ガイダンス。それによれば、「見込み損失は、その発生が過去の実績からみて予想される場合であっても、その可能生が相当大（probable）になるまで認識してはならない。」このガイドライン自体がおかしいが、保守主義会計を嫌うあまり、財務の健全化を忘れ、一過性利益の最大化に濫用したようだ。

4) 資産譲渡先を特別目的会社（QSPE）とし、そこはサブプライムローンとその他のローンを切り刻んで再証券化しリスク分散による最高格付けの取得手段として使われた⁶⁾。

以上のように、この論文は、米国の会計基準は、その他の手段とともに、錬金術に貢献し、金融危機を増幅するように活用されてきた様子を明らかにしている。最後に、将来の IFRS への収斂と原則主義会計基準への進化を呼びかけている。たしかに、会計は危機を経験しながら進化してきた。2008 年のリーマンショック前後には、SEC 委員長は米国基準を捨てる覚悟もちらつかせながら、IFRS 採用への機運を醸し出していた。しかし、2012 年 7 月の SEC スタッフ最終報告はルール主義から離れ難い米国の会計事情を強調している。

第 2 章：訴訟リスクの観点からルール型会計基準を見直す

米国では、すでにエンロン事件の反省から、ルール型（Rule-based）基準を捨て、原則型（Principle-based）基準へ移行する機運が芽生えた。ところが、「IFRS の組込みに関する SEC

5) Kathari, S. and Leaster, R. (2012), 336 頁。これらの処理は会計基準自体の欠陥に起因するものではなく、誤った適用（misapplication）と呼んでいる。しかし、IFRS9 号によるリスク便益アプローチによれば、金融資産を移転した SPE は連結対象とするのが大前提であるからオフバランス化も利益認識も許されなければならない。

6) QSPE は、金融資産負債の消滅認識基準 SFAS140 号 para25&35 が要件を規定し、解釈指針 46 号ではその要件を満たす資産譲渡人は認識を中止できるとしていたが、金融危機勃発の初期段階で関連パラグラフは削除された。

スタッフ最終報告書」（2013年7月）は「IFRSは抽象的で使い勝手が悪い。特定業種向け基準もなく、具体的なガイドラインも不足している」という産業界の不満を強調した。なぜそこまでルール型基準に執着するのか。その理由は、訴訟リスクの観点から会計基準を見直すことによって明らかになりそうだ。

この点はこれからのわが国企業にとっても決して無縁ではないであろう。というのも、わが国会計基準もルール型といわれるように、多くのわが国企業は、懇切丁寧な実務指針、ときには法人税基本通達などによって画一的な会計処理を心がけてきたからである。もう一つは、旧日債銀判決（第5章参照）にみるように、実態判断よりも形式基準を重視するのがわが国の訴訟システムである。これからIFRSを採用すれば、主観的な予測や判断によって会計処理をする場面が確実に増える。原則型の自由裁量を経営者が意図的に利益操作に使えば話は全く別になるが、予測や判断には「意図せざる誤り」は避けられない。そうであれば、IFRS移行によって訴訟リスクが高まるのではないか、有効な対策はあるのか、これはわが国グローバル企業やこれから海外進出を図る企業にとっては気になるところとなろう。わが国は米国ほど訴訟社会ではないが、対岸の火事とみて座視するわけにはいかない課題である。

“原則型基準企業保護説”と“ルール型基準ロードマップ説”

米国会計学会（AAA）は3つの機関誌を発行しているが、いずれも学術と実務を橋渡しする役割を担っている。最近では *Accounting Horizons*（2010、以下 *Horizons* という⁷⁾）と *The Accounting Review*（2012、以下 *Review* という⁸⁾）が表題に係る論説を掲載している。いずれも実務の立場からみても興味深い内容であるが、長文であるため、以下で取上げる内容はごく絞られた要点にすぎない。

まず *Review* を取上げるが、これはルール型基準を強くサポートする“ルール型基準企業保護説”と原則型基準を擁護する“ルール型ロードマップ説”を判例によって検証し、次の3つの結論を導いている。

結論の第1は“ルール型企業保護説”は正しいというもの。ルール型のほうが企業を訴訟リスクから守り、企業に“安全港”を提供するが、原則型IFRSへの移行は、ルール型の“安全港”機能を弱め、原告に幅広い訴訟メニューを提供することになる。これは大方の予想どおりであるが、だからといってIFRS採用は無理だとはいわない。もし原則型へ移行すれば、米国の訴訟システムも会計実務も変わり、新しい均衡状態が生まれるかも知れず、総合的な影響は予測し難いと釘をさしている。

第2の結論は“ルール型ロードマップ説”は事実に反するというものである。ロードマッ

7) Hail, L. et al. (2010) Vol.24, No.3&4

8) Donelson, C. et al. (2012) Vol.87, No.4

ブ説とは、ルール型会計基準では、詳細なルールを無視または違反した処理を事後修正（restate）すれば、原告に有利な“ロードマップ”を提供するというもの。結果的に原則型 IFRS 擁護説となるが、サンプルテストではそのような原告有利のロードマップになった事例は検証できなかったという。ただし、ルール型基準からの離脱は、明らかなルール違反といえる事例が少なくなり、修正報告の数が少なくなるかも知れないと予想している。なお、会計関連の訴訟は法廷外で和解することが多く、サンプルテストに利用できた判例ほんのわずかであったため、いずれも確固たる結論ではないと断っている。

そこで筆者たちが最終結論としたのは、IFRS 移行によってくだらない訴訟が多発しても、すでに米国法廷が導入した証券訴訟改正法（PSLRA）によってある程度まで抑制可能だという見通しであった。なお、同法によれば、単に株価が下落したからといって提訴しても、経営者が意図的に利益操作をしたと推定できる事実を申立てないかぎり却下される。

IFRS が米国で採用されても、次第にルール型基準に変身する

Horizons によれば、原則型基準とルール型基準には確立した定義があるわけではなく、両者を区分する基準はあいまいである。IFRS も US・GAAP も、概念フレームワークからみて分かるとおり、ともに原則型である。ここまでは良く耳にするところであり、違いは相対的であることは間違いない。

主張のユニークさは、会計基準が環境によって歴史的変遷を遂げるとみるところにある。すなわち、US・GAAP も元はいえは原則型であったが、訴訟リスクを減らすために、産業界は SEC や FASB に対して益々詳細なガイドラインを要求し、SEC スタッフは FASB により具体的な基準を求めた。米国基準が今日ルール型と決めつけられるのはその結果にすぎないという点である。したがって、米国が IFRS を採用しても、心配されるような大きな変化はなく、IFRS が経営者の自由裁量を求めること自体に問題はないだろうという。米国訴訟システムのプレッシャーの下では、次第に詳細な実務指針が増え、原則型 IFRS は次第にルール型 IFRS に変身するからである。しかし、それは IFRS による財務報告の国際的比較可能性を妨げるであろうと予測する。

Review の濫訴防止法に依存した結論も、Horizons の原則型からルール型への変遷説も、IFRS 採用に関わる不安を和らげ、むしろ後押しする面もある。ただし、産業界が詳細ガイドラインを求めた理由は、果たして訴訟リスクの低減だけだったのか、他のインセンティブが働いたのではないかと疑ってみるべきだろう。金融危機でもみられたように、詳細なルールを利益操作に使った事実も否定できないからだ。そのためには、総論で考えるのではなく、主要な基準を個別に検討する必要がある。

第 3 章：ルール型と原則型の相違は相対的

上記第 2 章では、「ルール型と原則型、訴訟リスクが高い会計基準はどちらか」を論じた。原則型の IFRS との対比では、米国基準は通常ルール型と呼ばれているが、概念フレームワークに基づいて開発された米国基準の元来の姿は原則型であった。訴訟リスクを避けたい産業界から相次ぐ要請を受け、数値基準や詳細なガイドラインが整備され、次第にルール型に変身したのではないかというのが結論となった。最後に、産業界の要請とは訴訟リスクのせいばかりとは言えないのではないかという疑問を提示した。

ここでは、漠然と何々型と仕分けをするだけで納得するのではなく、具体的な会計基準について、米国基準はなぜルール型か、それがなぜ問題か、IFRS はなぜ原則型か、それがなぜ問題かを考える。ルール型と原則型のいずれが経営管理に役立つかを考えるための準備である。

I. US GAAP の Rule 度

前回引用した *The Accounting Review* 誌 (Vol.87, No.4) は参考資料として、主な米国基準について下記図表 2 にまとめたようなルール度を掲げている⁹⁾。ルール型の米国基準を原則型の IFRS と比較するうえで一応の指標として便利である。

図表 2 主な米国会計基準のルール度

| 基準 (タイトル) | 主な内容 | ルール度 |
|------------------------------|--|------|
| ARB51 (連結財務諸表) | 議決権付普通株式の保有比率が 50% 超の子会社を連結対象とする。 | 3 |
| APB18 (持分法適用関連会社) | 同上比率 20 ~ 50% の投資先。(20% 未満では重要な影響力を及ぼし得ないと仮定) | 3 |
| FAS115 (保有負債証券) | 満期まで保有する強い意図と能力があれば満期保有有価証券として償却原価法、売却可能有価証券の評価差益は売却までその他包括利益。 | 3 |
| FAS5 (推定による貸倒れ損失、未払費用、保証損失等) | 過去の経験や一定の仮定に基づき、将来高い確率で発生する (probable) 費用・損失を推定する。 | 1 |
| ARB43-9 (減価償却) | 固定資産の期待される使用期間に、取得原価をできるだけ公正に費用として配分する。 | 0 |

上記図表は主な基準を選択したものであり、全体像を表しているとは言い難いが、上記で扱われた US・GAAP はじめ、類似の基準を IFRS のそれと比較対照すると、ルール型と原則型の次のような相違とルール型基準の問題点が具体的に見えてくる。

9) ルール度とは、原則だけ示してあとは企業判断に委ねる基準を 0、数値基準や具体的は適用指針があるものほど数値を高くして (図表では最高 3) 会計測定値の硬度を示す指標。米国公開企業が年次報告 10K で開示した会計方針や訴訟の対象となった会計基準を一定の規準 (Rules-Based Continuum) で判定したもの。

個別基準ごとに IFRS と対比して分かること

1) 数値基準を使うルール型：

○米国では、APB51 号（1959）以来、連結子会社を議決権の過半数基準で選定するのは相変わらず続いており（下記図表 3 参照）、実質支配基準への改訂案はことごとく産業界の反対にあって日の目を見ていない。典型的な形式基準であり、ルール型基準である¹⁰⁾。米国で形式基準やルール型が好まれる背景には、訴訟リスクへの備えというよりも、それ以前にオフバランス・ファイナニングへの強い志向が窺われる。エンロン事件でも先の金融危機でも数多くの SPE が使われていたことから、狙いが資産運用の高い効率性を誇示するまたは仮装することにあることは明らかである。

図表 3 US GAAP にみる連結対象選定基準の変化

| | |
|---|--|
| ARB51（1959） | 議決権株式の過半数保有が通常の連結すべき条件である（para2）。 |
| FIN46R（2003） － ARB51 の解釈指針－ | 極めて複雑な解釈指針である。特別目的事業体（いかなる法的形態を取ろうとも、株式保有の有無にかかわらず）を包摂するために VIE（変動持分事業体）という概念を使い、その第一次受益者が連結する。 ただ、当事者間の協定により損失負担がなければ、子会社としての連結を免れる。 |
| SFAS140（2000） －金融資産負債の認識中止に係る金融商品会計基準－ | 車販売代金回収のための SPE は連結不要である。これを QSPE と呼ぶ para46 は先の金融危機では、初期の段階で削除された。 |

その点では、IAS27 号は一切数値基準を使うことなく「支配」概念で連結子会社を定義している。また、金融商品会計基準 IFRS9 号は SPE はまず連結することを前提にリスク・便益や支配間与概念を適用して認識中止の可否を判別する。ただ財務方針や営業方針に対する支配概念だけではあまりにも抽象的であり、IFRS10 号（2012 年 10 月）ではリターンに対する支配概念が加わった。それはルール型への転換ではなく原則の具体化とみるべきであろう。

○オフバランス会計の大先達はリース会計基準 FAS13 号である。2 つの形式基準と 2 つの数値基準によってオペレーティングリースとキャピタルリース資産を区分し、リース資産のオフバランス化を許してきた。業界の抵抗と政治に左右されてきた会計の例でもある。

IAS17 号も完全な原則型ではない。数値基準に代えてリスク・便益基準を使うことによって、数値基準であればクリアできるリース資産負債のオフバランス化を難しくしている。従来のリース物件の「所有権」がベースとなっているが、「使用权」や「享受権」に移行すれば 2 つのリースの間の垣根はさらに低くなりオンバランスリースが増えるであろう。

10) わが国の現行連結会計実務指針では、40～50%の範囲内での実質支配先を連結し、15～20%の範囲内で実質影響力行使先に持分法を適用する、数値基準に支えられる、実に巧妙な支配力基準といえよう。なお、改訂前のバブル崩壊直後には 49% 子会社が連結はずし、不良資産隠しに使われた。

○取得した資産を簿価で計上しその後の償却費負担を減らすプーリング法を認めてきたのは旧企業結合会計基準 APB16 号 (1970) であった。FASB は、FAS141 号 (2001) により、「事実上すべての企業結合は取得 (acquisitions) であり、2 つの会計手法を認めない」と宣言し、持分プーリング法を全面的に禁止した。IASB も、すでにその 1 年前に持分プーリング法を「当事者企業のうちどちらが買収企業か特定できない場合の例外処理」としていた。APB16 号はプーリング法の濫用を防ぐために 12 の判定基準を用意していた。企業は買収の事実を隠しターゲット企業の資産負債を簿価で引継ぎのれんの発生を避けるために 12 の基準を次から次へとクリアしなければならなかった。ところが、2004 年の IFRS3 (IAS22 改訂版) によって全面的に禁止した。こうして、企業結合会計のグローバルスタンダードはパーチェス法のみになり込まれた。さらに、IASB と FASB が共同開発した IFRS3 号と改定 FAS141 号は「支配の取得」をもって企業結合と定義したことと照らし合わせると、米国基準が連結範囲の拡大に抵抗するのはまったく辻褃が合わない。

2) 保有有価証券の評価：保有負債証券の FAS115 号をルール度が高い基準だとすれば、単純な保有意图によって分類された満期保有有価証券について、公正価値測定をせず償却原価法の適用を認める現行国際会計基準 IAS39 号もルール型に分類できる。金融商品について全面公正価値測定を目指す IFRS にとっては、償却原価法はあくまでも妥協の産物である。2013 年 1 月から強制適用される IFRS9 号はビジネスモデルや契約上のキャッシュフローの特性で判別させようとしている。形式よりも実態を重視することによって、保有目的変更による安易な私益操作をどこまで防げるかが注目されるところである。いずれにせよ、米国 GAAP 全体や IFRS 全体にルール型、原則型の烙印を押しても意味がない。原則とルールをどのように組合せれば忠実な会計情報を生むかを具体的に検討する必要がある。これはその一例といえよう。

3) 偶発費用：過去の経験や一定の仮定に基づき、高い確率で将来発生するであろう費用・損失を推定するところは IAS37 号と変わりはない。ただ SFAS5 号が“低い (remote)”，“並み (reasonably possible)”と区別された“高い (probable)”確率の 3 段階で区分する一方、IAS37 号では 2 分法を採り、過半数以上の確率で発生する事象が“高い (probable)”である。このように IFRS はより広い範囲の費用損失を認識しようとしている。どちらをルール型か原則型かと抽象的な議論するよりも、企業は自社の取引実態に応じて具体的な方針を固めるのが急務であろう。

4) 減価償却：固定資産の減価償却に関する ARB43-9 (1953, para5) は、40 年あとにできた IFRS の償却方法「減価償却は資産のもつ将来の経済的便益が企業によって消費されると予期されるパターンを反映しなければならない」(IAS16, para60) と比べても、ほとんど遜色がない。ともに 100% 経営判断に依拠する原則型であり、税務は会計数値を税務ルール数値で置換える。申告調整システムの下で適用可能な会計である。仮に「すべての固定資産は毎年取得原

価の10%を費用化しなければならない」といえば、これは100%ルール型であり、そこから生まれる会計情報の比較可能性は高いといわれる。

わが国の確定申告制の下での減価償却はほぼ税務主導のルール型会計である。あれこれ考える手間が省ける点では会計実務には便利である。しかし、プロフェッショナルな判断を必要としない会計基準から生まれる会計情報がはたして外部ユーザーにとっても有用性は高いかどうかは別途検討すべきであろう。

米国 GAAP との比較でみる IFRS の原則度

上記では米国側が認めるところに沿って、ルール型会計基準は何を意図しているかを明らかにしてきた。それとは逆に、米国側は原則型のどこを問題視しているかも明確にしておきたい。主な参考文献は前回引用した *Accounting Horizons* 誌 (Vol.24, No.3) であるが、以下は IFRS を嫌う理由 (カッコ内) である。

1) 「公正価値測定の使用を益々重視する方向にある。推定による価値測定は経営者の恣意的な判断の余地を拡大するものであり、米国のような訴訟社会にはふさわしくない」。

たしかに、IFRS13号(2011年5月)は公正価値測定対象を非金融資産にも拡大し、経営者の推定と判断を要する範囲が拡大している。だが訴訟社会にふさわしくないからといってルール型に固執しても、資産負債のオフバランス化処理が無くならないことはすでに見たとおりであり、訴訟対策よりも会計情報の質の向上こそ大きな課題であろう。

2) 「収益認識については IFRS には 2 つの基準とわずかの解釈指針があるのみ。業界ごとの詳細なガイドラインが整備された米国 GAAP との開きは大きく、IFRS を強制適用すれば米国のソフトウェア会社は途方に暮れるだろう」。

収益認識については IASB と FASB は共同開発中であり、2010年の6月には第1回公開草案を公表している。業界ごとのガイドラインこそルール型基準を誰も完全に理解できないほど複雑化し SEC が原則型への転換を呼び掛けた理由であった。業界ごとにガイドラインが生まれた背景には実務上のニーズがあったことは疑いないが、複雑になり過ぎているのではないか。“過ぎたるは及ばざるがごとし”である。

3) 「実質支配規準によって連結範囲が拡大するのは問題である。IFRS を採用すれば米国企業の財務比率は悪化し、M&A 戦略や投資方針に悪影響をもたらすであろう」。

連結ベースのオフバランスシートファイナンスは投資情報の有用性を低下させるだけでなく、経営情報も歪める様子を裏書している。M&A や投資は失敗することも珍しくないのだから。

4) 「IFRS はストックオプションの費用認識を強化している」。FASB が起草したストックオプションの費用処理基準が1993年の米国議会で族議員から猛烈に反対されたことを思い出させる意見である。

5) 「いままで持分に表示できたものを負債に変更しなければならないとすれば資金調達に支障がでる」。資金調達コストは定期的に払われるため投資家に歓迎される、税務上は利息として損金扱いされる、しかも BS 上は持分として表示できる、そのような夢の金融商品を開発した人にとって原則型基準はいやな存在だろう。

今回は、ルール型と原則型、いずれが経営管理に役に立つかを課題としたい。

第 4 章 ルール型, 原則型, いずれが経営管理に役立つか

ルール型会計基準と原則型会計基準について、上記では米国における議論を検討してきた。第 2 章では訴訟リスク面から 2 つのタイプを比較し、第 3 章では主な会計基準についてルール度の大小を比較した。同時にルール型基準にはどのような思惑が込められているかについても考察した。会計不祥事や金融危機を踏まえて、SEC は“ルール型から原則型への移行”を唱えてきた。しかし、実務界も学会も必ずしも SEC に同調せず、節税やオフバランスシートファイナンスなどを理由としてルール型基準に固執している。

本章では、これまでに発見したことを踏まえ、原則型基準への移行は世界の潮流であることを確認する。その理由は原則型基準の特徴を明らかにすることによって明らかとなる。最後に、現実の基準はルール型と原則型の組合せから成っており、2 つの基準をどのように組み合わせが経営管理にとっても財務情報にとって最適であるかを考える。

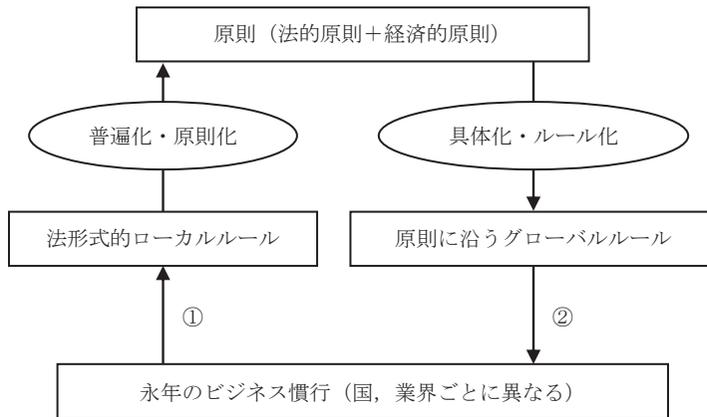
結論を先にいえば

経営管理に役立つのは原則型基準のほうである。いまさらいうまでもなく、財務報告のプライマリーユーザーは投資家である。しかし、何倍もの財務情報を真っ先に入手し日々の経営戦略に活用しているのは経営者であり、経営判断にとって有用な情報は投資家の判断にとっても有用である。ビジネスの実態を映すルールは不可欠であり、永年のビジネス慣行から生まれたルール自体は有用である。しかし、細かく設定されたルールはビジネス世界の原理原則から遠ざかり、形式主義に流れる。形式化したルールは、益々数多い複雑なものへと変わり、具体的な状況を映し出せなくなるからである。とくに、ビジネスがグローバル化すればするほど、ある国のあるビジネス慣行から生まれた法的形式ルールは普遍性を失い、具体的なビジネス実態を映さないケースが増える。いろいろな慣習から生まれたルールは、まず普遍的な原理原則にまで昇華する必要がある。だが一旦昇華された原理原則はそのままでは漠然としていて、そのままでは役に立たない。各企業(グループ)が行動するための指針とすべきは、IFRS の原理原則(常に一定ではなく進化し続けている)に沿う経理規程である。そこでは自社(グループ各社)の実態を最も反映する会計ルールや処理方法を選択するのが最も自然だ。

下記図表 4 は原則とルールの位置と相互作用を表す。左側は、各地の多様なビジネス慣行か

ら生まれる、複雑かつ煩瑣なルール（詳細なガイドラインがあり、数多くの例外処理を認める）、それらを整理し普遍化し原則化するアップストリーム。右側は、抽象的な原理原則を具体化・ルール化するダウンストリームである。既存ルールのうち原理原則に沿わないものは原則型基準から排除されるが、企業内ルールからも排除されなければならない。

図表 4 ルールと原則の関係



上記図中の①は永年のビジネス慣行から自然発生したルールが一国の法形式ルールになるプロセスを表している。他方、②は原理原則から導かれたグローバルルールを国、業界によって異なるビジネス慣行に適用するプロセスを表す。自然発生する①と対比すると、②のルール適用には、形式ルールに頼るマニュアルではなく、経済実態判断とワンランク上の英知を文書化した経理規程が必要となる。

いまなぜ原則型か

1960年代までは、米国でもわが国でも、会計は単なる利益計算のテクニックとみなされていた。ところが、会計はいまや、経営者にとっては企業取引や企業の財務状態を認識・測定し、利害関係者にとっては投資などに係る意思決定をするうえで有用な情報を提供するための手段とみなされている。このような半世紀間の変化を振り返ってみると、情報発信者側にとっても情報利用者側にとっても、手垢のついた定番の知識だけでは済まなくなり、認識・測定し報告する会計は、モノとカネの動きだけでなく、契約による権利義務の発生、リスクと便益の移転、支配の移転などの動きを判断する力が必要になってきた。計算のテクニックが情報手段に変わっても、実務目的に向けた道具であることに変わりはないが、過去の経験・知識だけでは仕訳もできなくなってきたのである。経済がグローバル化するにつれて、国境を超えた取引にはグローバルな会計のコンセプトやルールが必要になってきた。企業内であっても、実態をめぐって関係者間で喧々諤々議論をすとか先の見通しを立てないと仕訳もできない場面が増

えてきた。こうした事態に対応する最近の会計基準をみると、詳細なガイドライン・実務指針や、選択肢・例外が多いルール型基準に代わって、概念フレームワークにより忠実な原則型の IFRS が適用範囲を拡大している。ルールが不要になったのではなく、普遍的な原則に合うルール、実態を映すルール、企業に合うルールが新たな経理規程として文書化されるようになってきた。

原理原則とルールの関係

ルールが無ければ野球のようなゲームは成り立たない。交通ルールが無ければ安心して車を運転できず、歩行者は道を横断することもできない。誰でも社会生活にとってルールは重要である。法律も、公序良俗を守るとか、財産生命を守るとか、法の原理を具体化するためのルールであり、社会生活にとって必要不可欠である。逆にいえば、公序良俗、信義誠実、自由・財産を守る権利義務などの法原理こそ、各ルールの正当性を基礎付けるものであり¹¹⁾、自然のまま放置すれば益々複雑化する社会ルールを束ねる理念こそ最も重要なのである。

上記と同一のことを会計に当てはめれば、企業に透明性の高い情報を発信させるためにはまず根源的な原理原則を示すべきである。¹²⁾

IFRS にあっても、その原理原則に合うルールは必要であり、原理原則と決して対立矛盾するものではない。ただ、ルール型会計基準のように、“まずルールありき”から出発することが多いが、原則型会計基準はまず理念示す、次いで理念を明確にするためにはどうしても必要不可欠な場合に限定してルールを例示する。そのようなプロセスを踏めば、会計ルールは原理原則の枠内に収まり、原則と例示としてのルールに基づいて、各企業が取引実態や財政状態を最も良く表すと判断するルールを選び取る、それが各企業にとっては理想的な自社（グループ）の経理規程のあり方といえよう。

ルールは形式基準から実態基準へ

商法や税法が定めるルールをストレートに適用する伝統会計では、経済が金融化サービス化しグローバル化すると、一国が定めた法形式ルールは実態に合わない場面が多くなる。したがって、次第に原則型会計基準に移行し、形式基準から実質基準へと切り替わらざるを得ないのである。歴史の流れを少々振り返ってみよう。

1) 米国で SEC が設立され、会計基準の整備が始まったのは大恐慌直後の 1934 年であった。

11) 平野仁彦 (2012) 2 法とルール。

12) ここでいう原理原則とは、必ずしも現行の概念フレームワークとは同一ではない。米国財務会計審議会との共同作業の結果、2010 年版から削除された概念「形式よりも実態重視」、「慎重性の原則」「経営者の受託責任」などを含む。

それ以前には販売が完了する前に形式基準で利益計上する企業が多かったが、会計基準の整備により、未実現利益は計上してはならないことになった（ARB43号）。伝統的な会計基準は、金融恐慌や不正会計の発覚を契機として、自由放縦な利益操作を禁止するために発達してきたが、いまからみれば幼稚な形式基準であった。SECが1999年に公表した収益認識規準SAB101号は、まず契約の存在確認を、次いで取引の実態判断を求めることによって早期認識を禁止した。

2) わが国でも会計基準が整備されてきた経緯は似ている。たとえば1964年の山陽特殊製鋼事件。倒産の原因は販売不振による過剰在庫であり、架空の関係会社を相手として売上高を水増ししていた。この粉飾事件がきっかけとなり、1967年（昭和42年）には企業会計審議会から「連結財務諸表に関する意見書」が出て、1975年（昭和50年）には初の連結財務諸表原則が誕生した。それは、連結子会社の定義には出資比率50%超が使われるなど形式基準であった。ルール型基準は分かり易く使い易いが、悪用され易いという欠陥をもつ。先述したように数値基準を多用したルール型の旧連結原則は、高度成長後・バブル崩壊後には出資比率50%以下の子会社を利用した損失隠し・連結はずしが横行した。1997年（平成9年）の改訂では実質支配基準をもって50%基準による連結のがれを規制した。

3) わが国とともに法形式基準が盛んだったドイツでは、2009年の商法典近代化法により、資産は、所有権留保や質権設定などの法形式にとられることなく、実質に基づいて計上するようになり、経済的に誰に帰属するかが民法の所有に優先することになった。

4) 形式よりも実質を重視する流れは、いまわが国でも進行中の民法改正作業でもみられる。収益認識でも負債の認識中止でも契約の存在と条件が会計処理上きわめて重要な決め手になる。契約が確かに成立するには、当事者は契約交渉過程で自分のもつ情報をキチンと相手に提示しなければならない¹³⁾。ゼロ金利時代のいまま民法上の法定利率は5%と異常に高い。こうした旧来型のルール型基準は原則型規準に切替ろうとしている。原則型規準では、具体的な状況に応じて柔軟に対応することにより、最も適切な判断を促すと期待されている。形式から実質への民法改正が世界の主要国で行われているのは市民社会の取引実態に合わせた変化でありグローバル化の表れであろう。

5) 「ルールか原則か」は、「形式か実態か」や「現実か理想か」に通じ、ドゥオーキンの法哲学でも、E・H・カーの国際政治学など、いろいろな分野で見られる概念対立である。わが国の伝統芸能は形式の美を重視するが、形式嫌いでも有名なのは宮本武蔵である。「変化は無限だからいくら型を覚えても無駄だ、あらゆる相手の変化に応じ得る根幹だけが大事だ」と、変化に応じて大小62本の太刀を使いこなすことを学ばせた柳生流を非難したという（坂口安吾『日本文化私観』

13) 藤田（2011）参照。民法改正案が負債概念や収益認識に及ぼす影響と分析している。

岩波文庫)。

あらゆる変化に応じ得る“根幹”とは何か、それは稀代の剣豪ならではの技であろうが、日常的な経営管理にも、形式にとらわれず、取引と財務の実態をみる目は不可欠だ。

経営判断に実態情報は不可欠である。紋切り型情報ではあ経営課題の発見が遅れ、対応が遅れ、取り返しがつかない結果を招く。監査にしても、手続きルールをきめ細かく定めれば形式基準に陥り、不正発見の機能が鈍る。

原則型基準と法的ルールをいかに結合するか

米国 GAAP は全体としてルール型といわれるが、個別にルール度を計るとゼロから 4 までの 5 段階に区分できることはすでに第 3 章で述べた。連結マジョリティ基準はじめ、数値基準の撤廃に向けた動きも緩慢であるが、先述の収益認識規準 SAB101 号や、IFRS3 号とともに開発された M&A 会計基準 SFAS141 (R) 号のように、実態判断を必要とするものが増えてきている。

原則型の IFRS では、資産の定義に使われる「支配」概念は、いまや幅広く使われている。「支配の取得」は企業結合会計と連結対象の選定に、「支配の喪失」は収益認識や資産の認識中止に使われている。しかも、抽象的な「支配」概念も見直され、リターンとの関係が付加され具体化されている。原則型の IFRS に数値基準や法的基準はふさわしくない。ところが、金融商品全体について認識の中止要件を厳密に判定するためには、回収される現金の最初または最後

図表 5 ルール型会計基準と原則型会計基準の対比

| | ルール型 | 原則型 |
|---------------|--|--|
| 特徴 | 詳細なガイダンス、選択肢、例外規定が多くなり、複雑化する。 | 少数の概念から会計基準を体系化し、単純化できる。 |
| 概念フレームワークとの関係 | 過去の慣習や税務への配慮が混在する。 | 資産、負債、持分、収益、費用の定義に忠実。 |
| 実務上の便利さ | 考える時間、利害関係者が合意する時間を省ける。 税務上のトラブルが少ない。 | 実態を見極め、利害関係者のコンセンサスを得るために時間がかかる。 |
| 行動への影響 | 状況を考慮する度合いは浅くなり行動も形式に流され易い。 | 確かな状況判断と行動に資することが多い。 |
| 決算数字の操作 | 契約段階から法的要件と数値基準を整えれば比較的容易。 | 経営者の見積り、判断の合理性および倫理感に依拠するところ大。 |
| オフバランス金融 | 金融テクニックを駆使し形式要件を整え、金融資産は構成要素アプローチを採用すれば容易。 | リスクと便益の移転、支配の移転でオフバランス化の可否を概念的に判断するため事実上困難である。 |
| 訴訟リスク | ルールは企業にとって安全港となる一方、原告に有利なロードマップを提供する(通説)。 | 原則型への移行は訴訟社会を変え新しい均衡状態が生まれる可能性もある(少数説)。 |

の90%、とか貸倒れリスクについては8%までは買い手に補填することを保証しても良いといった数値基準がある(IFRS9号)。金融負債の認識中止にはデットアサンプションのような「実質的デファイザンス」は通用せず、あくまでも法的義務の消滅を求めている。

以上のようにみてくると、ルール型基準、原則型基準という区分は便宜手段にすぎないことが分かる。IFRSの原理原則は現実の変化に合わせて時々見直さなければ、いつしか教義(ドグマ)となる。全面公正価値会計を目指すといっても、資産の価値は保有目的や使い方に依存するから、取得原価法や償却原価法は無くならないであろう。

企業にとっては、ビジネスが目的であり会計はあくまでも手段であるから、洗練された原理原則と自社(グループ)のビジネスに合うルールを選択すれば良いのである。

ただ、残念なことに、実務には懸念すべき事態も想定しなければならない。見積りと判断による公正価値測定は利益操作に使われる懸念がある。悪意や利己心は働かなくても、過度の楽観的な見積もりや非合理的な悲観的な見積もりはその懸念を現実のものとする。しかし、思考停止に陥ることなく、誠実な将来予測を心がければ、公正で客観的な実態判断と価値測定をするのは決して難しくない。これからの会計は、企業倫理とともに、ワンランク上の判断力が必要な仕事になろうとしている。

第5章 わが国企業がIFRSを任意適用する際の課題

「実態よりも形式依存」はいつまで続くのか

旧日本債券銀行の粉飾決算事件では、差し戻し後の控訴審判決が8月30日に東京高裁で言い渡され、元会長ら3被告の無罪が確定した。裁判の焦点は、バブル期の回収不能な貸付金約1,592億円を、98年3月期の決算で損失処理しなかったのは適正だったかどうかであった。旧大蔵省は97年7月に不良債権処理基準を改めていた。旧基準では、貸出先に合理的な再建計画があるときや追加支援の予定があるときは、事業が好転する見込みがあるとみて、損失処理する必要はなかった。新基準は、実際の返済能力をみて判断するよう求めた。これは正に「形式よりも実態優先へ」の決算経理基準の改訂であった。

検察側は、「貸出先の再建計画は損失処理を避けるための形ばかりのもの。旧基準でも違法だ」と主張し、1審も2審も有罪だった。なお、融資対象となった栃木県茂木町のゴルフ場開発予定地100ヘクタールは元来15億円程度の物件であり、いまは町が整理回収機構から5,500万円で買い取って町有地になっている。この結果からみると、再建計画は検察がいうとおりだった可能性大であり、経済実態を完全に無視した決算だったようだ。

ところが、最高裁は「新基準の内容や適用範囲はあいまい。多くの銀行は旧基準を用いており、旧基準でも許される」として東京高裁に差し戻していた。事件の背景には、被告側の弁護士が指摘するように、旧大蔵省の裁量的な金融行政があり、決算基準を急きょ変えて経営陣に

だけ責任を取らせれば済む話ではなかったともいえよう。

しかし、「実態よりも形式依存」に終わった粉飾決算事件を、会計面からみると、「新基準の内容や適用範囲はあいまい」という最高裁の判断が気になる。できるだけ数値基準を用いないのが原則主義であり、立証可能な過去の取引実績額よりも、最終的には経営者の将来予測を重視するのが公正価値だとすれば、IFRS の内容はあいまいさを免れない。

いつまでも「実態よりも形式依存」から脱却できないと、IFRS は危険な会計基準とみられかねない。仮に IFRS を採用して事件がおきても、形式を取り繕った経営者が勝ち、実態と信じて損失を被った株主は泣き寝入りするほかないことになる。

「実態よりも形式依存」から脱却できないのはわが国だけではない。2008 年の米国では、倒産したリーマン・ブラザーズはレポ 105 と呼ばれるテクニック（現先取引）を使って、債券担保融資 500 億ドルを売却処理し、バランスシートを健全にみせかけていた。

典型的なレポ 105 では、あらかじめ固定した価格（買戻し日の時価ではなく）で後日買戻す。そのような条件で債券を譲渡するならば、譲渡契約の形式は売却であっても取引実態は担保付き借入として扱うのが普通だ。ところが、リーマンにとって 500 億ドルの債券買戻しは不可能だったから、オフバランス化が実態を反映していたともいえるが、バランスシートを信じた債権者には受け入れられない皮肉に聞こえるだろう。

お わ り に

通常、US・GAAP や日本基準はルール型、IFRS は原則型と位置付けてられているところから、本稿では、会計基準を概念的にルール型と原則型に分けて比較検討し、いずれが経営管理に役に立つかを論じてきた。概念的な「xx 型」は、マックス・ウエーバーがいう「理念型」そのものであり、現実のどこかに経験的に見出されるものではない。

そのことは図表 1 による IFRS9 号と SFAS140 号の比較からも明らかである。原則型の IFRS にも数値を例示するルールがあり、ルール型の SFAS でも「実質支配」という原則型の普遍概念が使われている。しかし、だからといって「理念型」による比較検討は、会計学者にとっても多忙な実務家にとって無意味だとはいえないであろう。純然たる概念であるが、特定の相違点を浮き彫りにすることに意義があるからだ。

エンロン事件や金融危機を未然に防ぐことにならなかったのが US・GAAP であるが、それを活用した金融機関は、表向き「実質支配」を認識中止のメルクマールとしながら、実は複雑難解なルールを使ってひたすらオフバランスシート金融を拡大してきたのが実態ではなかろうか。そうであれば、形式基準でかき集められた情報よりも経済実態に忠実な情報を必要とする経営者にとっては、原則型基準の中から自社（グループ）にふさわしいルールを選択する義務があり、それを使いこなす覚悟が必要と考えるべきであろう。会計・監査に携わる人には、「精

神なき専門家」にならないよう、原理原則の探究は必要である¹⁴⁾。

以上

参考文献

- Carr, E. (1939) *The Twenty Years Crisis 1919-1939; An Introduction to the Study of International Relations* (原杉久訳 (2011) 『危機の20年 現実と理想』岩波文庫)
- Donelson, C. et al. (2012) Rules-Based Accounting Standards and Litigation *The Accounting Review*, Vol.87, No.4, The American Accounting Association.
- Ferguson, Niall (2012) *The Great Degeneration*, Pearson.
- Financial Crisis Inquiry Commission (2011), *The Financial Crisis Inquiry Report*, Public Affairs, New York.
- Hail, L. et al. (2010) Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part1): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis *Accounting Horizons* Vol.24, No.3&4, The American Accounting Association.
- Kathari, S. and Leaster, R. (2012) "The Role of Accounting in the Financial Crisis: Lessons for the Future" *Accounting Horizons* Vol.26, No.2 The American Accounting Association.
- Hail, L. et al. (2010) "Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part2): Political Factors and Future Scenarios for U.S. Accounting Standards" *Accounting Horizons* Vol.24, No.4 pp.567-588. The American Accounting Association.
- La Porta, R. et al. (1999) "Investor protection and corporate governance", *Journal of Financial Economics* 58, Elsevier Science S.A.
- Dworkin, R. (1986) *Law's Empire*, p166.
- Palmrose, Z. (2009) "Science, Politics, and Accounting: A view from the Potmac" *Accounting Review* Vol.84, No.2.
- Schipper, K. (2003) "Principles-Based Accounting Standards" *Accounting Horizons* Vol.17, No1, pp.61-72.
- Penno, M. (2008) Rules and Accounting Vagueness in Conceptual Framework *Accounting Horizons*, Vol.22, No.3 pp.339-351.
- イートウェル・テイラー (2000) 『金融グローバル化の危機』岩本武和・伊豆久訳、岩波書店、第5章。
- 平野仁彦 (2012) 「法の解釈と原理衡量」『立命館法学—構造論的分析の試み—』(343号)。
- 藤田啓司 (2011) 「拡大する負債概念と収益および株主持分への影響」、『三田商学研究』第54巻第3号、慶応義塾大学商学会。

14) ただ、IFRSがいう原理原則といっても一定不変ではない。IASBとFASBの共同作業の結果、US・GAAPの概念フレームワークや会計基準に歩み寄ることもあれば、米国側が頑としてIFRSの概念を受入れないこともある。たとえば、連結基準の改訂基準であるIFRS10号(2013年より適用)は2007年から始まった金融危機の再発を防ぐための共同プロジェクトであったが、支配概念が精緻になった結果、FASBは議決権持分事業体と変動持分事業体に単一の支配概念は用いないと表明し受入れなかった。

